

中国最新法律 Newsletter

Vol.39



Contents

1

国際法務

上海における有期労働契約の延長に対する実務の変化
(2回目の更新では既に時遅し)



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第23回
～中国医薬品法令改正アップデート～



3

新法紹介

- 1 国家インターネット情報弁公室による「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」
- 2 最高人民法院による「『中華人民共和国民法典』婚姻家族編の適用に関する解釈（二）」
- 3 市場監督管理総局による「『中華人民共和国会社法』の会社登記の強制抹消制度の実施に関する規定」



4

中国からの風便り

中国AIのDeep Seekの実力やいかに



上海における有期労働契約の延長に対する実務の変化 (2回目の更新では既に時遅し)



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮

PROFILE

法律は全国一律に適用されるはずであるにもかかわらず、地域によってその運用が異なるという現象は、中国においてしばしば見受けられる。そしてその運用が時代の要請に応じて変化するということもある。今回ご紹介させていただくのは、上海における有期労働契約の延長に関する実務上の運用に変更が生じた点である。

1 実務上の変更点

結論から申し上げますと、これまで上海では、労働者との固定期間の定めのある労働契約の更新にあたり、2回目の契約更新時（3回目の契約満了時）に、たとえば従業員から固定の期間の定めのない労働契約の締結を求められたとしても使用者には労働契約を更新しないという自由があるとされていたが、今年の1月1日以降使用者にその自由はないと考えられるようになり、労働者が固定の期間の定めのない労働契約の締結を求める以上は、使用者は必ず固定の期間の定めのない契約を締結しなければならなくなった。

2 従前の実務の考え方

(1) 労働契約の定め

労働契約法では、固定期間の定めのない労働契約を締結しなければならない場合として、以下の通り規定されている。

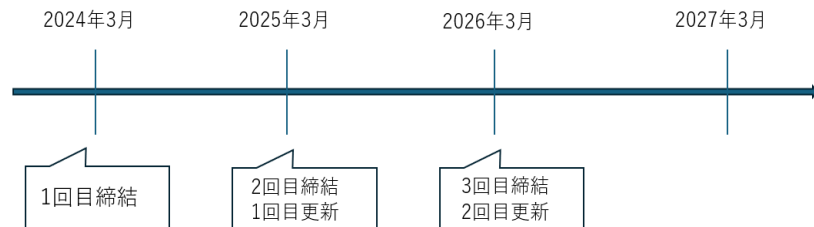
労働契約法第14条2項

使用者と労働者との合意を経て、期間を固定しない労働契約を締結することができる。次に掲げるいずれかの状況に該当し、かつ労働者が労働契約の更新、締結を申し出、又は同意した場合は、労働者が固定期間労働契約の締結を申し出た場合を除き、期間を固定しない労働契約を締結しなければならない。

(3) 連続して固定期間労働契約を2回締結し、かつ労働者が労働契約法第39条および第40条1号、2号に定める事由に該当せずに、労働契約を更新する場合

以下の時系列を参考にご説明すると、2024年3月に

1年間の固定期間の定めのある労働契約を締結したとして、2025年3月に1回目の更新、2026年3月に2回目の更新を迎えることとなる。労働契約法第14条2項によれば、2回目の更新時に労働者が固定期間労働契約の締結を申し出た場合を除き、期間を固定しない労働契約を締結しなければならないとされていることから、2026年3月の2回目の更新時に、従業員から固定の期間の定めのない労働契約の締結を求められた場合、使用者として、そもそも労働契約を締結しない（3回目の締結は行わない）という自由があるかどうかについて、北京と上海で運用が異なっていた。



(2) 上海における従前の実務

上海は経済都市であり使用者にとって有利な解釈がなされることが多く、たとえば2回目の更新時に労働者から期間の定めのない労働契約の締結を求められたとしても、使用者にはそもそも労働契約そのものを継続して締結しないという自由があると考えられていた。すなわち上記時系列において2026年3月に労働契約を締結しないという選択肢を採れば、従業員から期間の定めのない労働契約の締結を求められた場合でも拒否することができたのである。

この点、北京は労働者に有利な解釈がなされており、2回目の更新時に労働者から期間の定めのない労働契約の締結を求められた場合、使用者にはそもそも労働契約の締結を拒否する自由はなく、期間の定めのない労働契約を締結しなければならないと考えられていた。

3 新しい実務の考え方

2025年1月1日から施行されている「上海市高级人民法院民事審判庭の労働争議の法律適用に関する難解な問題に関する視点の検討」¹では、労働争議においてよく問題となる10つの論点に関する検討結果が紹介されている。このうち本件に関する部分は、5つ目

¹ 上海市高级人民法院民事審判庭労働争議法律適用疑难问题观点摘编

の論点に関する部分である。

論点5

使用者と労働者が連続して2回以上の固定期間の定めのある労働契約を締結し、最後の1回の労働契約が期間満了した後、労働者が固定の期間の定めのない労働契約の締結を求めてきた場合に、どのように処理するのか？

少数意見は、まず使用者が労働契約を続けて締結する意思表示があるかどうかを審査し、仮に使用者が続けて締結することを希望しない場合には、最後の1回の労働契約の期間満了後に使用者は契約を終了することができると考えている。労働契約法第14条2項3号の規定によれば、使用者は労働者と連続して固定期間労働契約を2回締結した後、固定の期間の定めのない労働契約を締結することを前提としており、仮に使用者が継続して締結することを希望しない場合、すなわち労働者が固定の期間の定めのない労働契約を要求しない場合には前提条件を満たさない。したがって当該状況において、使用者は継続して労働契約を締結するかどうかの選択権を有するというものである。

これに対し、多数意見は以下の通り考えている。かかる状況において、仮に労働者が固定の期間の定めのない労働契約を締結することを求めた場合、使用者は必ず固定の機関の定めのない労働契約を締結する必要があり、すなわち使用者が継続して労働契約を締結することを希望するかどうかは判断要素ではない。労働契約法第14条2項3号の規定によれば、労働者に、労働契約法第39条および第40条1号、2号に定める使用者が労働契約を解除することができる事由が存在しない場合、仮に使用者が労働者と1回目の固定期間の定めのある労働契約を締結し、2回目の固定期間の定めのある労働契約を締結した場合、期間満了後に固定期間の定めのない労働契約を締結することを予測するはずである。仮に労働者が固定期間の定めのある労働契約期間において法律や規則を遵守し仕事を完成させた場合、法に基づき使用者に対し固定期間の定めのない労働契約を締結するこ

とを要求することができ、使用者は契約を継続して締結すべきであり、これは労働者が規則を遵守し仕事を努力することを引き出すことに有利に働くものである。したがって、労働契約法第14条に規定する固定期間の定めのない労働契約を締結する条件を具備している状況においては、労働者は固定期間の定めのない労働契約を締結してもらう権利を保障されるべきであり、仮に使用者が継続して労働契約を締結することを希望しない場合には、使用者は、労働契約法第48条の規定に定める責任を負うこととなる。

多数意見に従えば、2回目の更新時に、労働者が固定の期間の定めのない労働契約の締結を求める場合は、使用者は必ず固定の期間の定めのない契約を締結しなければならず、従前上海では可能と考えられていた3回目の労働契約の締結をしないという選択肢は採れないこととなる。実際に2025年1月1日以降、多数意見に従った労働仲裁判断や人民法院の判決が出てきており、実務上の考え方は既に変更があったと考えることができる。

4 背景及び今後の実務における注意点

このような実務上の変化の背景には、中国における不景気により失業者が増加し社会が不安定化することを防止しようとする点にあるように思われる。すなわち固定期間の定めのある労働契約を繰り返してきた労働者が、不景気を理由に継続雇用を拒否されることにより失業する事態が生じると社会が不安定になる。上海においても、北京と同様、労働者の立場に立って、固定期間の定めのある労働者が雇いを延長されずに解雇される事態を防止しようという考え方に変化してきたのだと考えられる。

今回の実務の変化を踏まえると、上海では、これまで固定の期間の定めのない労働契約を締結するかどうか最終的な判断は2回目の更新時に行えばよかったが、今後は2回目の更新時は既に時遅しであり、1回目の更新時において、当該従業員との間で今後（2回目の更新時に）固定の期間の定めのない労働契約を締結してもよいかの判断を行う必要が生じることとなったといえる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第23回

～中国医薬品法令改正アップデート～



弁護士法人大江橋法律事務所

高槻 史

PROFILE

1. 中国医薬品法令改正のアップデート

中国の医薬品法令については、2024年前半にはあまり大きな改正動向はなかったが、2024年の後半に入り、2024年11月に、中国に輸入販売される医薬品の上市許可保有者（国外MAH）に適用される国外医薬品MAHの国内責任者管理暫定規定が公布され、また、国内で活動する医薬品MR（医薬代表）の届出・管理に関する規則の改正草案も開示されるなど、一定の動きがあった。今回及び次回のニュースレターで、上記規定・改正案を紹介する。

2. 国外医薬品MAHの国内責任者管理暫定規定の公布

2019年の中国薬品管理法改正により、MAHが中国国外の企業である場合、MAHは中国国内企業を指定し（以下「国内責任者」という）、国内責任者をしてMAHとしての義務を履行させ、国内責任者はMAHと連帯責任を負うとされた（医薬品管理法 38条）。

この国内責任者の要件、管理等についての細則の公布が待たれていたが、2024年11月13日、国外医薬品MAHの国内責任者管理暫定規定（以下「暫定規定」という）が公布され、2025年7月1日から施行される。

概要は以下の通りである。

(1) 国内責任者の条件

暫定規定では、国外MAHによって指定される国内責任者は以下の要件を満たす必要があるとされている（暫定規定第4条）。

- ①中国国内で設立された法人であること
- ②医薬品上市許可保有者の義務を履行するのに適した品質管理¹体系を有すること
- ③医薬品上市許可保有者の義務を履行するのに適した組織、人員を有し、医薬品の品質管理活動を独立して担当する専門的人員を有すること
- ④適切な事務所スペースを有すること

国内責任者が上記条件を満たさない場合、省・自治区・直轄市の薬品監督管理部門が期限を定めた改善命令を行い、改善命令を経てもなお相当の条件を満たさない場合には、暫定的な販売停止、輸入停止等の措置をとることができるものとしている（暫定規定第15条）。

(2) 医薬品品種毎の国内責任者指定

国内責任者指定について、複数の品種の輸入医薬品を輸入販売している国外MAHにとっては、MAHごとに1社しか国内責任者を指定できないのか、それとも、医薬品毎に国内責任者を指定できるのか、という点が明確にされることが待たれていた。暫定規定では、この点について、国外MAHは、中国で上市された一つの医薬品品種について、中国における唯一の国内責任者を指定してその上市許可保有者としての義務を履行させなければならないとされ、一社の中国国内責任者が異なる国外MAH及び異なる輸入医薬品品種についての指定を受けることができるとされた（暫定規定第7条）。

また、国内責任者の名称、住所、連絡方法は医薬品説明書にも記載しなければならないとされており（暫定規定第7条第2項）、輸入医薬品について初回輸入届出をする際に、輸入港の薬品監督管理部門は輸入医薬品の説明書を検査し、国内責任者情報が明記されているかを確認しなければならないとしている。

なお、暫定規定と同時に公開されたNMPAの解説文書（以下「NMPA解説」という）によれば、移行期間は2024年11月13日から2025年7月1日まで約8カ月であり、2025年7月1日以降に生産又は市場出荷される国外生産医薬品は暫定規定の要求に合致していなければならないとされている。その説明書には国内責任者の情報が明記されていなければならないとしている。

(3) 国内責任者の届出・変更管理

国外MAHは、医薬品の初回輸入販売前に、国家医

¹ ここでいう「品質管理」は、日本でいえば品質保証と同様の意味を有するものと解される。

薬品業務申請システムを通じて、指定する国内責任者を報告し、国外MAH及び国内責任者の法定代表者等の連絡先情報、身分証、共同署名による承諾書等を提出（アップロード）しなければならない。国内責任者の変更があった場合には、授權書発効後15営業日以内に上記システムを通じて変更の届出を行う必要がある。

なお、NMPA解説によれば、暫定規定の施行前に既に上市販売されている国外生産医薬品については、当該規定の正式施行前の過渡期期間（2024年11月13日から2025年7月1日まで）の間に、要求に従って国内責任者の指定、並びに報告及び関連資料のアップロードを行わなければならないとしている他、当該届出・変更届出は行政許可の対象ではなく、国外MAHの製品の販売承認に影響を与えないことにも付言している。

(4) 国内責任者と国外MAHの義務（暫定規定第11錠）

暫定規定では、国内責任者と国外MAHに対して共同で以下の事項を履行することを義務づけている（国内責任者と国外MAHは連帯責任を負うとされており、国内責任者の指定により国外MAHがその責任を免じられるものではない）。

- ① 医薬品の品質安全、医薬品上市後の品質保証体系の確立、持続的な品質保証及びリスクコントロール能力の確保に責任を負う。
- ② 医薬品のトレーサビリティ制度を確立・実施し、上市した医薬品のトレーサビリティを確保し、規定に従ってトレーサビリティ情報を提供する責任を負う。
- ③ 医薬品の年次報告制度を確立・実施し、規定に従って関連する医薬品の中国国内生産・販売、市販後研究、リスク管理等の状況について報告する責任を負う。
- ④ 医薬品の市販後変更及び再登録の管理制度を確立・実施し、規定に従って変更手続を行う責任を負う。
- ⑤ ファーマコビジランス体系を確立し、上市された医薬品の副作用及び医薬品の使用に関連する

その他の有害反応の監視、識別、評価、コントロールを実施する責任を負う。

- ⑥ 医薬品の上市後リコール、品質クレーム処理等を行い、規定に従って所在地の省、自治区、直轄の医薬品監督管理部門に報告する責任を負う。
- ⑦ 規定に従って中国食品薬品検定研究院に標準物質を提出し、医薬品監督管理部門が実施するサンプリング検査等の関連業務に協力する
- ⑧ 国外MAHとの連絡に責任を負い、医薬品監督管理部門が実施する国外MAHの関連する生産現場検査、調査、法令違反行為に対する処理に協力する。
- ⑨ その他法令に定める義務

(5) 国内責任者に対する行政検査、細則について

暫定規定では、省、自治区、直轄市の医薬品監督管理部門が、行政区域内の国内責任者による医薬品関連活動への従事状況の監督検査を行うものとされ、細則は省、自治区、直轄市の医薬品監督管理部門が定めることができるとしている。国内MAHに対する行政検査事項については、詳細を定めている省・自治区・直轄市もあり、国内責任者への準用又は規則の制定が行われていくものと考えられ、国外MAHとしても、国内責任者の所在地の細則やガイドライン等の内容を把握すると共に、国内責任者がそれらの要求事項を満たす体制整備・運用がなされているか否かの確認・改善等の作業も必要となってくるものと考えられる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- 1 国家インターネット情報弁公室による「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」
- 2 最高人民法院による「『中華人民共和国民法典』婚姻家族編の適用に関する解釈（二）」
- 3 市場監督管理総局による「『中華人民共和国会社法』の会社登記の強制抹消制度の実施に関する規定」

1. 国家インターネット情報弁公室による「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」

2025年2月12日、国家インターネット情報弁公室により「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」（以下「本弁法」という）が公布され、2025年5月1日より施行される。主な内容は以下の通りである。

(1) コンプライアンス監査の実施条件

1000万人を超える個人情報を取り扱う個人情報処理者は、少なくとも2年に1回、コンプライアンス監査を実施しなければならない。

また個人情報処理者に以下のいずれかの事由がある場合、国家ネットワーク情報部門及びその他の部門は、当該個人情報処理者に対して、専門機関に委託して個人情報のコンプライアンス監査の実施を要求することができるものとされた。

- ① 個人情報の処理活動により個人の権益への重大な影響又は安全措置の深刻な欠陥等の比較的大きなリスクの存在が見つかった場合
- ② 個人情報の処理活動により多くの個人の権益を侵害するおそれがある場合
- ③ 個人情報のインシデントが発生し、100万人以上の個人情報又は10万人以上のセンシティブ個人情報の漏洩、改ざん、喪失、毀損を招いた場合

(2) コンプライアンス監査を実施する個人情報処理者の義務

個人情報処理者は、行政当局の要求によりコンプライアンス監査を実施する場合、専門機関によるコンプライアンス監査が正常に実施されるよう、必要に応じてサポートし、その監査費用を負担し、所定の期間内にコンプライアンス監査を完成させ、行政当局に対して監査報告書を提出しなければならない。

(3) コンプライアンス監査を実施する専門機関の義務

本弁法では、コンプライアンス監査を実施する専門機関は、①十分な監査能力を有すること、②監査の職務を遂行する過程で知り得た個人情報、営業秘密、企業機密に関する情報を秘密として保持し、監査終了後に関連情報を適時に削除すること、③他の機関に監察を再委託してはならないこと、④同一の専門機関及びその関連会社、

または同一の監査責任者が、同一の監査対象に対して連続3回を超えて監査を実施してはならないことが明記された。

(4) 個人情報保護コンプライアンス監査ガイドライン

「個人情報保護コンプライアンス監査ガイドライン」が本弁法の付属文書として公表されている。当該ガイドラインでは、個人情報保護の関連法律、行政法規において押さえておくべきポイントをまとめ、コンプライアンス監査の観点から詳細に定めている。そのため、個人情報保護コンプライアンス監査を実施する場合、当該ガイドラインを参照する必要がある。

2. 最高人民法院による「『中華人民共和国民法典』婚姻家族編の適用に関する解釈（二）」

2025年1月15日に、最高人民法院により「『中華人民共和国民法典』婚姻家族編の適用に関する解釈（二）」（以下「本解釈」という。）が公布され、2025年2月1日より施行される。主なポイントは以下の通りである。

(1) 親が子供夫婦の住宅を購入した場合における離婚時の財産分与

婚姻期間中に、夫婦のいずれか一方の親が住宅購入資金を全額負担した場合、それを自分の子供だけに贈与すると明確に合意している場合、離婚時の財産分与に際しては、その合意が適用される。当該合意がなく、または合意の内容が不明確な場合、離婚時の財産分与に際して、人民法院は、購入資金を全額負担した親の子供に住宅を帰属させようとして、離婚における過失、家庭への貢献度、離婚時の住宅の市場価格などの要素を総合的に考慮し、住宅を取得した当事者が他方当事者に補償すべきか否か、具体的な補償額を判決することができる。

婚姻期間中に、夫婦のいずれか一方の親が住宅購入資金の一部を負担し、または夫婦両方の親がいずれも住宅購入資金の一部を負担した場合、その負担分を自分の子供だけに贈与すると明確に合意している場合、離婚時の財産分与に際しては、その合意が適用される。当該合意がなく、または合意の内容が不明確な場合、離婚時の財

産分与に際して、人民法院は、家の購入資金の出所と拠出割合をもとに、離婚における過失、家庭への貢献度、離婚時の住宅の市場価格などの要素を総合的に考慮し、住宅をいずれかの当事者に帰属させ、住宅を取得した当事者は他方当事者に合理的な補償を行うよう判決することができる。

(2) 「離婚による債務逃れ」に対する規制

債務者が離婚を通じて財産を譲渡し、悪意で債務を逃れる場合、債権者は「中華人民共和国民法典」第538条および第539条に従い、取消権を行使して債務者による無償または明らかに不合理な価格での財産譲渡行為を取り消すことができる。

(3) 未成年者の子供に対する連れ去り等への規制

本解釈では、離婚時に未成年の子供を連れ去ったり、隠したりして親権や監護権を争うことに対して、3つの規制が規定されている。第一に、裁判所は未成年の子供の連れ去りや隠避などの不法行為を直ちに阻止するための人身安全保護令状や人格権侵害禁止令を発令することができる。第二に、夫婦が別居している期間に、一方の当事者またはその近親者等が未成年の子供を連れ去りや隠避により他方当事者による監護義務の履行を妨害し、その行為に対して、他方当事者が民事責任を負うよう請求した場合、人民法院は、民法第1084条の離婚後の子供の監護に関する規定を参照し、未成年の子供の監護権を一時的に決定し、未成年の子供を一時的に直接監護する当事者が、他方の当事者の監護義務の履行を支援する義務を負うことを明確にすることができる。第三に、離婚紛争事件の審理において、未成年者に対する連れ去りと隠避などの不法行為は不利な要素となり、その行為をされた相手方当事者が直接に扶養することを優先すべきとされている。

(4) 離婚協議書における子供への贈与

離婚の交渉において、夫婦の共有財産の一部を子供に譲渡することを合意したが、子供への財産分与を定めた離婚協議書を正式に締結した後、夫婦の一方がその履行

を拒んだり、財産分与の手続きに協力しないケースが時々ある。このような場合に対応するため、本解釈では、離婚協議が法的効力を生じた後は、夫婦双方は、子供に財産を贈与する旨の離婚協議書を取り消してはならず、それを履行する義務を明確にしている。

3. 市場監督管理総局による「『中華人民共和国会社法』の会社登記の強制抹消制度の実施に関する規定（意見募集稿）」の公告

2024年2月14日、国家市場監督管理局により「中国会社法における会社登記強制抹消制度の実施に関する規定」の意見募集稿を公表した。正式に公布された法令ではないものの、昨年施行された会社法における会社登記の強制抹消制度の方向性を理解するうえで、以下のポイントは有効といえる。

会社が営業許可証の取消、閉鎖命令又は撤廃をされた日から満3年間にわたって登記抹消申請がなされない場合、会社登記機関は、会社登記を強制抹消できるものとされた。

会社登記機関は、強制抹消を行う前に、60日を下回らない公告期限を定めて、国家企業信用情報公示システムを通じてその旨を公告しなければならない。

関連行政部門、債権者及びその他の利害関係者は、会社登記の強制抹消に異議がある場合、その公告期間内に異議を申し立てることができる。更に、対象会社が破産手続き中である等の法定事由がある場合、会社登記機関は強制抹消手続を停止し、その旨を公告する。

会社の登記が強制抹消された場合、対象会社の元株主、清算義務者の責任は影響を受けず、関連行政部門、債権者及びその他の利害関係者がその権利を主張する場合、直接に当該元株主、清算義務者に提起することになる。

更に強制抹消登記から1年以内であれば、一定の法定事由がある場合には会社登記の復活を申し立てることが認められている。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2025年1月末に株式市場を襲ったDeep Seekショックはまだ記憶に新しい。Deep Seekは中国語名を「深度求索」と言い、「杭州深度求索人工智能基礎技術研究有限公司」が開発したオープンソースAIである。この会社は2023年7月17日に設立されたばかりであり、寧波程恩企業管理諮詢パートナーシップが99%、梁文峰氏が1%の出資割合を有している。また寧波程恩企業管理諮詢パートナーシップの50.1%を梁文峰氏が有しているため、事実上梁文峰氏が支配している会社だといえる。梁文峰氏は1985年に広東省湛江市に生まれ、浙江大学で情報電子工学の学士号と修士号を取得した今年40歳になったばかりの人物である。浙江大学は杭州にあり、2025年の世界大学ランキングでは47位に位置する優秀な大学である。杭州はアリババグループの本拠地があるなどITでも有名な都市である。Deep Seekもまさにその杭州で生まれたAIである。

このDeep Seekは、アプリをDLしなくてもブラウザで使うことが可能である。私は試しにブラウザでDeep Seekを利用してみた。まず利用前に携帯電話番号かwe chatとの連携を求められる。私は携帯電話のSMS認証でアカウントを作成しパスワードを設定して利用

できる状態にした。

まず中国語で「上海で訪れるべきおススメの場所がありますか？」と聞いたところ、もちろん中国語で30か所のおススメスポットが理由とともに紹介された。次に日本語でも同じ質問をしたところ、日本語で30か所のおススメスポットが理由とともに紹介された。どうやら中身は全く同じである。しかし日本語のレベルは非常に高く全く違和感のないものとなっている。さすがにこれくらいは対応できるだろうと予想はしていたが、なかなかのものである。

では次に少し難しい質問もしてみようと思いい、「アメリカと中国の関係は今度どうなる？」と聞いたところ、あくまで現時点の分析に基づくものであり、今後の国際情勢や国内事情によって変化する可能性があるという前提のもとに、6つの観点から双方の立場や問題点を論じて分析したものが紹介された。具体的には、①経済的競争と協力、②地政学的な緊張、③軍事バランス、④国内政治の影響、⑤国際秩序の再編、⑥リスクと不確実性とセンシティブな問題にも踏み込んだ回答であった。この場で全文を紹介することは割愛するが、中国国内の政治にも言及があったことには驚いた。

このDeep Seekは中国で最も有名な検索エンジンである百度（Baidu）にも標準搭載されるようになった。百度（Baidu）は中国の検索エンジンであるため、基本的に中国語での検索が主流であり、日本語で入力したとしても欲しい情報が出てこないことが多かった。また中国語で入力しても、googleやyahooと異なり、いわゆる広告が上位に出てくるため、本当に使い勝手が悪い。しかし百度の検索画面に質問を入力し、AIという場所をクリックすると、なんとDeep Seekで検索した回答が出てくるようになった。しかも日本語で質問をして、日本語で回答が欲しいと指定すると、日本語で回答が得られるのも便利である。例えば「Deep Seekの公式ホームページのURLを教えてください」と入れると、「Deep Seekの公式ホームページはこちらです」とURLが紹介される。これまでの百度（Baidu）の検索結果と比べると非常に使い勝手がよい。

最後に「Deep SeekとChat GPTはどちらが優れている？」と聞いたところ、各論はさておき、総合評価として以下のような回答が返

ってきた。Deep Seekはお手盛りで高評価している点は否めないなと思いつつも、低コストという点は大きなアドバンテージであろうと思われる。他方でAIに入力したデータは蓄積されていくであろうことから、Deep Seekの利用にあたっては十分に注意する必要があると思われる。

5. 総合評価

評価軸	DeepSeek	ChatGPT
専門性	★★★★★ (垂直領域での圧倒的優位) 3 5	★★★☆☆ (汎用性重視) 6 8
コスト効率	★★★★★ (低コスト・オープンソース) 3 7	★★☆☆☆ (高額サブスクリプション) 3 6
汎用性	★★★☆☆ (中国語圏限定) 1 8	★★★★★ (多言語・多分野対応) 1 6

結論：

- 専門的タスク (例：中国語技術文書作成・金融モデリング) → DeepSeekが優位 3 5
- クリエイティブ用途・グローバルユースケース → ChatGPTが推奨 1 6

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。